

# 令和3年度 茨城大学社会教育主事講習実施要項

## 1. 目的

本講習は、社会教育法第9条の5の規定及び社会教育主事講習等規程に基づき、社会教育主事となるべき者に、その職務を遂行するに必要な専門的知識、技能を修得させ社会教育主事となりうる資格を付与することを目的とする。

## 2. 講習を行う機関名 国立大学法人 茨城大学

## 3. 講習の期間及び会場

- (1) 期間 令和3年7月26日(月)から8月24日(火)まで
- (2) 会場 茨城大学(茨城県水戸市文京2-1-1 TEL029-228-8413)  
茨城県水戸生涯学習センター(茨城県水戸市三の丸1-5-38 茨城県三の丸庁舎3階 TEL029-228-1313)  
茨城県立歴史館(茨城県水戸市緑町2-1-15 TEL029-225-4425)  
茨城県立図書館(茨城県水戸市三の丸1丁目5-38 TEL029-221-5569)  
栃木県立博物館(栃木県宇都宮市睦町2-2 TEL028-634-1311)  
栃木県庁(栃木県宇都宮市埴田1-1-20 TEL028-623-2323)  
各受講者の自宅等(オンライン)

## 4. 講習を行う科目名、単位数、講義内容・テーマ、配当時間数

別紙のとおり

## 5. 受講予定者数 80名

## 6. 受講資格 「社会教育主事講習等規程」第2条の各号のいずれかに該当する者

## 7. 受講者の選定

茨城大学は、令和3年度茨城大学社会教育主事講習運営委員会の議を経て、受講者を選定します。決定者には、受講許可書を交付します。

## 8. 受講の申込み

- (1) 受講希望者は、所定の用紙により次の書類を取り揃え、茨城県教育庁総務企画部生涯学習課又は栃木県教育委員会事務局生涯学習課の指定する締切日までに、提出してください。  
なお、様式1～3については、本実施要項の別添をコピーして使用するか、茨城大学社会連携センターホームページで電子データをダウンロードしたものを使用してください。用紙はA4判としてください。
  - (ア) 受講申込書(様式1)
  - (イ) 基礎となる教員免許状の写し・・・社会教育主事講習等規程第2条第2号該当者のみ提出  
※所属機関又は推薦機関の「原本証明」が必要です。
  - (ウ) 所属長の勤務証明書(様式2)・・・社会教育主事講習等規程第2条第3、4、5号該当者のみ提出
  - (エ) 大学、短期大学又は高等専門学校卒業証書又は修了証書の写し(出身校の卒業又は修了証明書でも可)  
※(イ)の該当者は不要
  - (オ) 履歴書(様式3)PCで作成の上、プリントアウトしたものでも可。  
※各証明書等の氏名と現在の氏名が異なる場合には、「戸籍抄本」等の証明書類を併せてご提出ください。
- (2) 茨城県及び栃木県の教育委員会は、提出された受講申込書について受講資格の有無を十分審査の上、資格があると認められた者を一括し、受講者名簿を添えて、6月9日(水)までに茨城大学社会連携センター社会教育主事講習担当者宛に送付してください。
- (3) 受講許可書及び受講上の注意書を、7月2日(金)までに茨城県及び栃木県の教育委員会宛一括送付します。

## 9. 受講者の参集日時及び開講式場

- (1) 日時・場所 ①集合演習 令和3年8月19日(木)午前9時30分(午前9時から9時30分まで受付)  
会場 茨城県水戸生涯学習センター  
(茨城県水戸市三の丸1-5-38 茨城県三の丸庁舎3階 TEL029-228-1313)  
(新型コロナウイルス感染症対策のため、会場を施設内で複数に分けて開講いたします。詳細は決まり次第ご連絡いたします。)
- ②現地演習 令和3年8月20日(金)午前9時30分(午前9時から9時30分まで受付)  
会場 茨城県立歴史館(茨城県水戸市緑町2-1-15 TEL029-225-4425)  
茨城県立図書館(茨城県水戸市三の丸1丁目5-38 TEL029-221-5569)  
茨城県水戸生涯学習センター  
(茨城県水戸市三の丸1-5-38 茨城県三の丸庁舎3階 TEL029-228-1313)

- ③現地演習 令和3年8月20日(金)午前9時30分(午前9時から9時30分まで受付)  
会 場 栃木県立博物館(栃木県宇都宮市睦町2-2 Tel.028-634-1311)  
栃木県庁(栃木県宇都宮市塙田1-1-20 Tel.029-623-2323)

※②、③については、どちらか一方の講習に参加となります。参加日については、別途ご連絡いたします。

## 10. 受講科目

### (1) 分割受講

茨城大学及び宇都宮大学で行う社会教育主事講習での年度内及び年度を越えての分割受講を認めます。  
ただし、分割区分は、以下のとおりとします。

- ①「生涯学習概論 2単位」
- ②「生涯学習支援論 2単位」
- ③「社会教育経営論 2単位」
- ④「社会教育演習 2単位」

なお、分割受講を希望する方は、受講申込書を所定の期日までに、茨城県又は栃木県の教育委員会に提出してください。茨城県及び栃木県の教育委員会は、分割受講希望者について受講資格の有無を審査し、資格があると認められた場合には、受講申込書に推薦書を付して、茨城大学社会連携センター社会教育主事講習担当者宛に送付してください。

分割受講者に対しては、講習終了時に修了証書に代わって社会教育主事講習会としての「単位修得証明書」を発行します。

### (2) 科目代替

①科目の代替は、社会教育主事の資格を与えることが認められている大学等の正規の単位として取得したもの(科目等履修生を含む)及び文部科学省が告示等によって認めたもの及び茨城大学、宇都宮大学において行われた社会教育主事講習で認定された単位に限ります。

②茨城大学、宇都宮大学以外で行われた社会教育主事講習の単位は、茨城大学、宇都宮大学での講習の単位としては代替できません。

③既修得単位の認定を希望する方は、社会教育主事講習単位修得認定申請書(様式4)を茨城大学長に提出し審査を受ける必要があります。

④科目代替の申請に当たっては、いずれの場合も、単位の成績・修得証明書(取得した大学・学部・課程・履修年度等が記載されているもの)のほか、当該代替希望科目が社会教育主事の資格取得の相当科目であることが明記されている書類(履修要項・シラバス・講義時間割等)のコピーを添付してください。文部科学省が認める代替のための学修についても、相応のものを提出してください。

(単位修得証明書等の写しを提出する場合は、所属機関又は推薦機関の「原本証明」が必要です。)

⑤科目の代替を認める講義は、次のとおりです。

(ア)「生涯学習概論 2単位」(平成4年度以降に履修した単位に限る。)

※なお、分割受講及び科目代替が認められた場合でも、講習の受講認定に必要な「開講式」・「現地研修」・「閉講式」等は必ず受講してください。

## 11. 修了の認定

本講習の全科目を履修し、所定の単位を修得した者に対し、修了証書を授与します。

## 12. 受講者の受講に要する経費

受講料は徴収しません。

受講者1人当たりの徴収額：10,000円(内訳：資料・教材の経費及び諸経費等)

なお、分割受講者及び科目代替者に対しての費用の一部返却は一切いたしません。

また、テキスト、参考書は受講者の負担とします。

※上記経費計10,000円を7月14日(水)までに、次の口座へお振り込みください。

(振り込みの際は、受講者名がわかるようにして下さい。)

住 所 〒310-8512 水戸市文京2-1-1 (Tel.029-228-8413)  
口座名 令和三年度茨城大学社会教育主事講習  
(レイワサンネンドイバラキダイガクシヤカイキヨウイクシユジコウシユウ)  
銀行名 常陽 銀行 本店営業部(店番号 004 )  
種 別 普通預金(口座番号 3877198 )

### 13. その他

- (1) 書類の様式は別添のとおりとします。
- (2) 新型コロナウイルス感染症への対応のため、今後やむを得ず講習日程や会場等の変更、または開講中止となる場合があることをご了承ください。
- (3) 受講のためにオンライン環境（インターネット接続環境、PC、webカメラ等）が必要となります。

この講習についてご不明の点は、下記に問い合わせてください。

茨城県教育庁総務企画部生涯学習課	担当：國府田（TEL029-301-5318）
栃木県教育委員会事務局生涯学習課	担当：田村（TEL028-623-3408）
茨城大学研究・社会連携部社会連携課	担当：正木（TEL029-228-8413）